

都立高等学校等の支援制度のお知らせ

しゅうがくしえんきん
就学支援金
授業料

《授業料の支援》

対象：区市町村民税の所得割額が30万4200円未満の世帯

手続：7月（年1回）

（新1年生は4月と7月の年2回）

※ 国が保護者に代わり授業料を学校に支払います。保護者が直接受け取るものではありません。

しょうがく きゅうふきん
奨学のための給付金
教科書費・教材費・
学用品・通学用品 等

《通学に必要な教育費負担軽減》

対象：生活保護受給世帯及び

区市町村民税の所得割額が非課税の世帯

手続：9月中旬締切（年1回）

給付方法：現金支給（12月頃保護者口座へ振込みます。）

きゅうふがたしょうがくきん
給付型奨学金
資格取得費用・
検定試験費用 等

《選択的な教育活動に係る費用軽減》

対象：生活保護受給世帯及び

区市町村民税の所得割額が5万1300円未満の世帯

手続：3月（新1年生は4月）（年1回）

給付方法：各学校が指定する選択的教育活動に必要な経費を東京都が保護者に代わり支払います。

※ 保護者が現金を直接受け取るものではありません。

いくえいしきん
育英資金
その他の教育費

《教育費全般に対する貸付金》

手続：4月中旬～

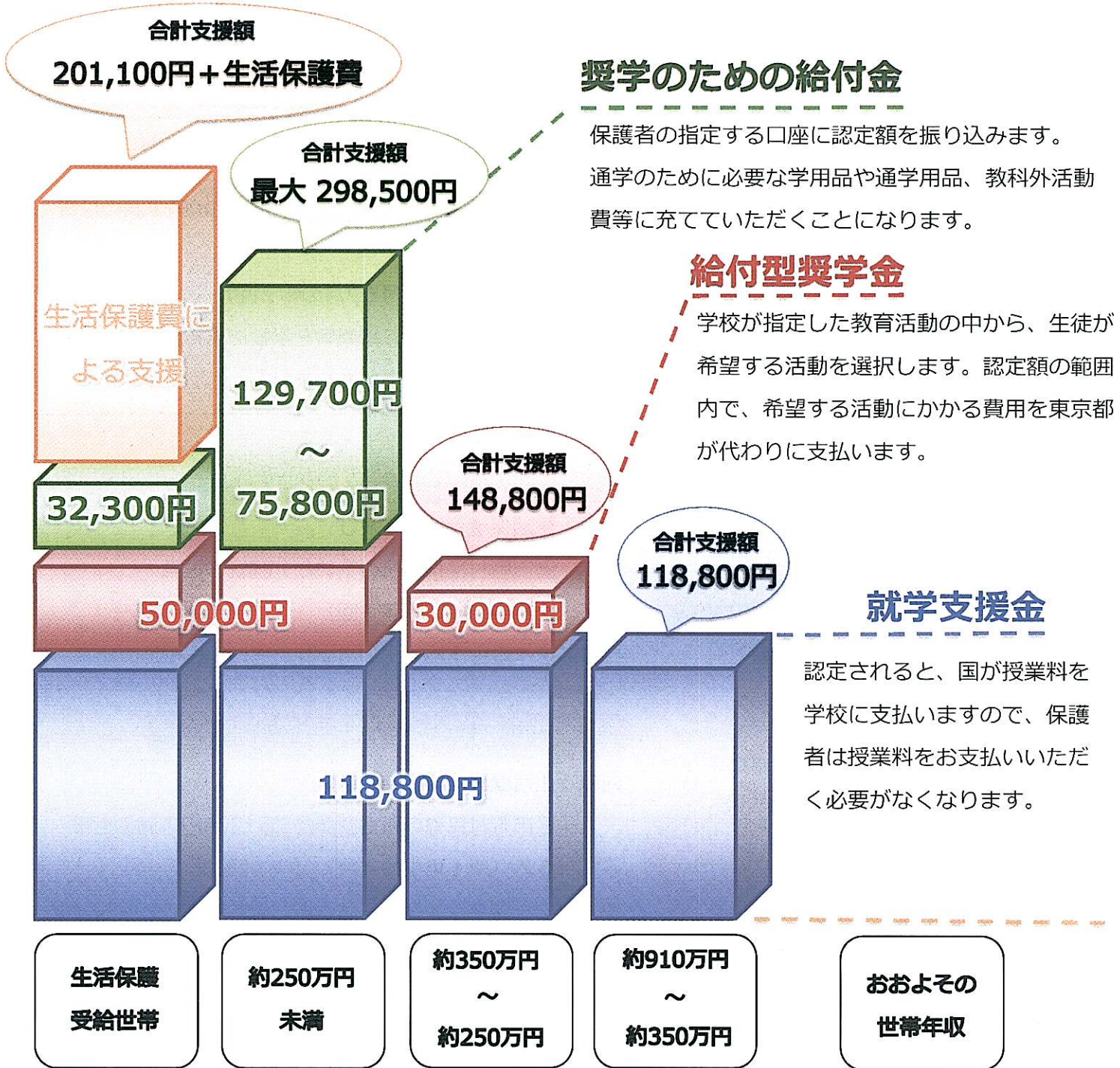
貸付方法：指定する口座へ月額1万8000円を振込みます。

※ 貸付金のため高等学校等卒業後返還義務が生じます。

※ お問い合わせは公益財団法人東京都私学財団へお願いします。

ご世帯ごとの支援額

(全日制課程の生徒の場合)



- ※ 各支援制度を受けるには、必ず申請が必要となります。
- ※ 年収は目安であり、審査は区（市町村）民税所得割額で行います。
- ※ 平成29年度現在のものであり、審査基準や支給・給付額が変更になる可能性があります。
- ※ 申請書類の配布や手続きは、入学された都立高等学校等で行います。